

回覧																			
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

人権啓発センターだより

第31号：令和6年8月1日発行  
発行：八代市人権啓発センター

# かたらんね

## 令和6年度（2024年度）熊本県人権啓発Web講座

熊本県では、様々な人権問題について正しく理解していただくため、人権啓発Web講座を開講しています。

この講座は、いつでも、どこでも、だれでも、無料で受講できるオンライン研修です。職場研修や学校の授業でも活用いただけます。

《内 容》 30分程度の人権研修動画22本

【新作】ハラスメント ～誰もが働きやすい職場環境を目指して～

【新作】子どもの人権 ～子ども目線で関わるために～

《開講期間》 令和7年（2025年）3月31日まで


《申込・受講方法》

- ① 右の二次元コードもしくは、下のURLから申し込む。  
URL <https://logoform.jp/form/x4b6/539178>
- ② 申し込み完了後、研修動画のURLをメールで受け取る。
- ③ 動画のURLをクリックしてYouTubeの動画を見て受講する。



受講には、スマホやPC等の端末、インターネット接続環境が必要です。  
※通信料は受講者負担です。

問合せ先 熊本県人権センター TEL 096-333-2299 FAX 096-383-1206

**話してみませんか、あなたの不安や悩み**   
**ご相談は、お気軽にお電話ください。面談による相談も受け付けています。**

- 差別や人権侵害、DVやセクハラなど、人権に関するご相談

**人権相談窓口**

**☎ 0965-30-1710**

- 子どもや若者の、学校や家庭・仕事、いじめや非行・不登校・ひきこもり等に関するご相談  
(保護者の方もお気軽にどうぞ)

**ヤングテレホンやつしろ**

**☎ 0965-30-1700**

E-mail [young-tel@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:young-tel@city.yatsushiro.lg.jp)

相談時間：月～金 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始は除きます）

毎月**11**日は『人権を確かめあう日』です

家庭や地域、職場や学校で、身近な人権問題や差別について、みなさんと話しあいましょう！

人権尊重宣言都市 八代市・氷川町



## 「八代市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」の一部改正について

八代市では、平成7年から平成9年にかけて旧八代郡市で制定された条例を基に、平成17年の市町村合併後も引き続いて、部落差別等の撤廃と人権擁護を図るために定め、周知・啓発してきた条例（八代市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例）の一部を、「令和4年6月の定例市議会」において改正し、**『八代市部落差別をはじめあらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例』**を令和4年6月27日から施行しました。

主な改正点は、以下のとおりです。

(1) 条例の目的を明確に表すため、条例名を変更。

変更前：八代市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例

変更後：八代市部落差別をはじめあらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例

(2) 部落差別解消推進法第4条の規定に基づく「相談体制の充実」に関する規定を新設。

### 令和6年度『八代市人権作品』募集

※応募は、部門を問わず、一人1点に限ります。

いじめ問題や部落差別、高齢者・障がい者にかかわる様々な人権問題、命の尊さや大切さなど、人権に関する作品を募集します。

《募集部門》 いずれの部門も個人 または、グループでの応募ができます。

【作 文】 400字詰原稿用紙3枚以内

【メッセージ】 200字程度（応募様式またはA4版白用紙もしくは原稿用紙）

【標 語】 A4サイズ以下の用紙に記入

【絵 は が き】 サイズは『ハガキ大』とし、文字、標語などの描き入れも可

【ポ ス タ ー】 四つ切サイズ（380mm×540mm程度・グループ作品の場合は、最大750mm×1100mm程度まで可 ※作品に対する思いや説明を一言書き添えてください。

【書 道】 人権に関する題名であれば可（清書用紙または小型条幅用紙）

#### 《募集対象》

○幼児・児童・生徒・学生の部・・・市内の幼児及び小中支援学校、高等学校、専門学校等に通学している人

○一般の部・・・上記を除く、八代市にお住まいの人または、八代市内に通勤している人

《応募期間》 令和6年9月2日（月）～令和6年9月13日（金）

#### 《応募方法》

○郵送の場合 〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502-1 千丁支所3階  
八代市人権問題啓発推進協議会（人権政策課）「人権作品」宛

○Faxの場合 0965-46-1950

○Eメールの場合 jinken@city.yatsushiro.lg.jp ※件名に「人権作品応募」と記入

○持参の場合 八代市千丁支所3階 八代市人権問題啓発推進協議会（人権政策課）

詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00315291/index.html>



#### 《問い合わせ・連絡先》

〒869-4703

八代市千丁町新牟田1502-1千丁支所3階  
人権政策課(八代市人権啓発センター)

TEL 0965-30-1711 FAX 0965-46-1950

Eメールアドレス jinken@city.yatsushiro.lg.jp